

市有林の立木公売仕様書

第1 総括的事項

本仕様書は市有林立木公売に伴い定めるもので、特別な指示のない限り全てこの仕様書により実施すること。

第2 公売方法および内容

市有林立木の公売方法は、立木による競争入札とする。また、伐採および搬出、運搬のほか立木伐採に係る経費については全て買受人が負担するものとし、売渡人（秋田市）は、伐採および搬出、運搬費用を差し引いた額を公売価格とする。

公売内容

- (1) 物件所在地 : 秋田市雄和萱ヶ沢字餅搗沢28
(雄和116/26-1、27、31、36、37、38)
- (2) 契約関係 : 市有林（分収契約なし）
- (3) 伐採方法 : 皆伐
- (4) 売払内容 : 56～78年生、秋田杉、13.67ha
- | | | |
|------|---------|--------------------------|
| 一般材 | 6,129 本 | 8,685.23 m ³ |
| チップ材 | 2,562 本 | 1,988.35 m ³ |
| 幹材積計 | 8,691 本 | 10,673.58 m ³ |
- (5) 伐採・搬出期間 : 本契約日の翌日から令和6年3月31日まで

第3 契約の方法

市有林立木の契約方法は、入札実施により仮契約を締結し、9月議会の議決をもって本契約として効力を生じるものとする。

第4 伐採の方法（皆伐再造林の実施）

当該物件は、皆伐再造林を一貫体系で実施することから、乱雑な伐採は行わずその後の再造林に必要な地拵えを踏まえた伐採や搬出を行うこと。

また、本年度、可能な限り皆伐再造林を計画していることから、伐採計画については売渡人（秋田市）との協議により進めること。

第5 公共建築物への木材提供

本市教育委員会から要請があった場合は、本市教育委員会が発注する日新小学校建築工事へ優先的に木材を提供することについて配慮すること。

第6 売渡人（秋田市）への情報提供

買受人は、関係書類等を保管するとともに、売渡人（秋田市）への情報提供に可能な限り努めること。

第7 その他

この仕様書に定めのない事項および契約に関し疑義が生じたときには、売渡人（秋田市）と買受人とが協議のうえ定めるものとする。